

(証券コード 2726)

The 45th PAL REPORT

株 主 の 皆 様 へ
第 45 期 報 告 書

2016.3.1～2017.2.28

株式会社パルグループホールディングス

PAL GROUP

S M I L E
I S
P O W E R .

社 員 と 株 主 み ん な の 幸 せ の た め の 経 営

TOP MESSAGE

株主の皆様には、平素から格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第45期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）の営業を終了いたしましたので、その概要をご報告申し上げます。



代表取締役社長

井上 隆太

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
2. 株式会社の株式に関する事項
3. 株式会社の新株予約権等に関する事項
4. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項
5. 会計監査人に関する事項
6. 株式会社の体制及び方針

連結計算書類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本

平成28年度クローズアップ

バルグループブランド
Topics

※ 事業報告中のグラフをはじめ（ご参考）として記載している内容は、株主の皆様当社グループをより理解していただくために、法律に定めのあるものに加えて記載しているものであります。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移したものの、個人消費の低迷や世界経済の低迷や円高などにより、景気の先行きは不透明な状況にあります。

このような情勢のもと、当社では、持株会社への移行に向けて諸準備を進め、平成28年9月1日付けで商号を「株式会社バルグループホールディングス」に変更するとともに、衣料、雑貨事業を新しく設立した株式会社バル（平成28年9月1日付けで株式会社バル分割準備会社から商号変更）に承継しました。

このような事業環境のもと、当企業集団は業態の確立と出店の促進とを積極的に行うとともに、業態変更による既存店の活性化と不採算店舗の撤退を推し進め、業容の拡大と経営効率の改善に努めてまいりました。

衣料事業におきましては、積極的なブランドプロモーションを展開するとともに、MDの改革を推進し、機動的な商品投入によって店頭商品の鮮度を向上させるなどしたほか、45店舗出店するなどしましたが、売上高は前年比1.3%減少の85,097百万円となりました。

また、雑貨事業につきましては、知名度向上による旺盛な出店要請に呼応して20店舗を新たに出店するなどした結果、売上高は前年比11.2%増加の31,212百万円となりました。

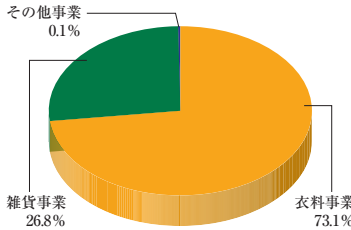
以上の結果、当連結会計年度の売上高は前年比1.8%増加の116,457百万円となりました。

利益面につきましては、MDの改革の推進等を行ったことにより、売上総利益率は前年比1.2ポイント増加の56.1%となりました。営業利益は前年比335百万円増加の6,164百万円となり、経常利益は前年比303百万円増加の6,044百万円となりました。税金等調整前当期純利益につきましては、前年には特別利益「負ののれん発生益」552百万円などがあったため、前年比258百万円減少の5,220百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前年比218百万円減少の3,071百万円となりました。

企業集団の部門別売上高

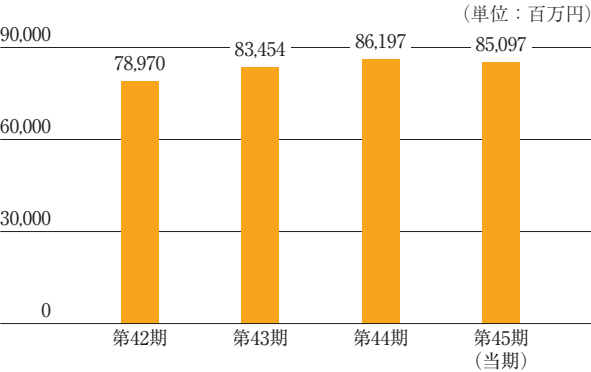
部門別	金額（百万円）	前年度比（％）	構成比（％）
衣料事業	85,097	98.7	73.1
雑貨事業	31,212	111.2	26.8
その他事業	147	105.3	0.1
合 計	116,457	101.8	100.0

売上高構成比率

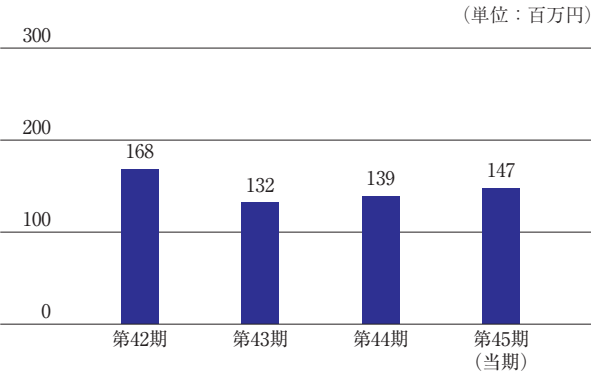


ご 参 考

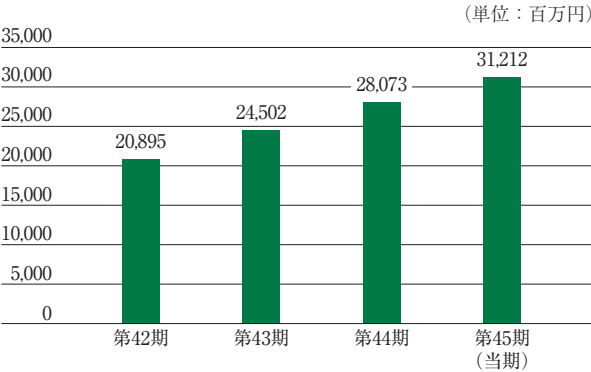
■ 衣 料 事 業



■ そ の 他 事 業



■ 雑 貨 事 業



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における投資額は、2,279百万円であり、主として店舗設備であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当しました。

(4) 事業の譲渡等の状況

- ①事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
当社は、平成28年9月1日より持株会社に移行し、商号を「株式会社パルグループホールディングス」に変更するとともに、当社を分割会社とする吸収分割により、衣料、雑貨事業を新しく設立した株式会社パル（平成28年9月1日付けで株式会社パル分割準備会社から商号変更）に承継いたしました。
- ②他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ③吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ④他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
i 当社は、PAL HOLDINGS（SINGAPORE）PTE.LTD.に対し、平成28年7月29日付けにて750,000\$の増資を行いました。
ii PAL HOLDINGS（SINGAPORE）PTE.LTD.は、帕璐（上海）商貿有限公司に対し、平成28年10月21日付けにて、3,380,000人民元の増資を行いました。

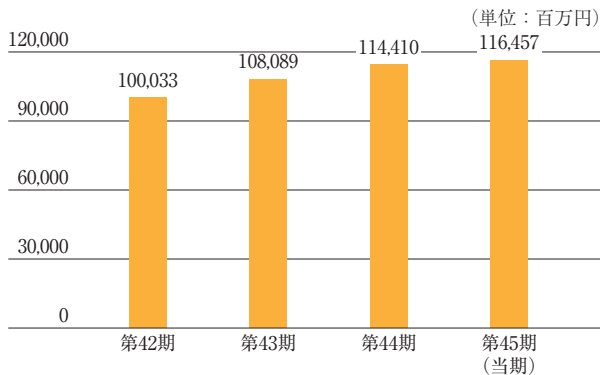
(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第42期 （平成26年2月期）	第43期 （平成27年2月期）	第44期 （平成28年2月期）	第45期（当連結会計年度） （平成29年2月期）
売 上 高（百万円）	100,033	108,089	114,410	116,457
経 常 利 益（百万円）	6,013	7,963	5,741	6,044
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	2,910	4,092	3,288	3,071
1株当たり当期純利益（円）	132.31	186.04	149.16	139.60
総 資 産（百万円）	66,180	82,023	76,918	77,083
純 資 産（百万円）	33,231	36,316	36,053	37,590
1株当たり純資産額（円）	1,420.58	1,559.51	1,638.84	1,708.72

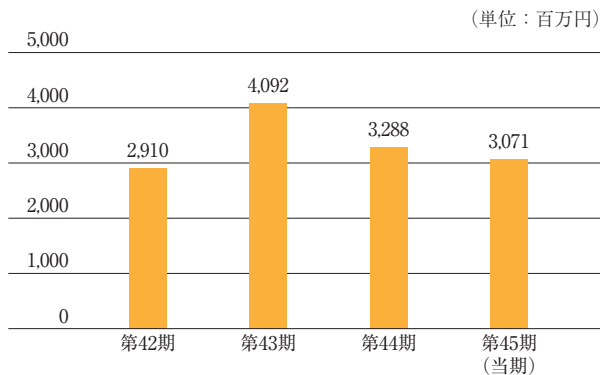
(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 平成25年3月1日付けにて当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

ご参考

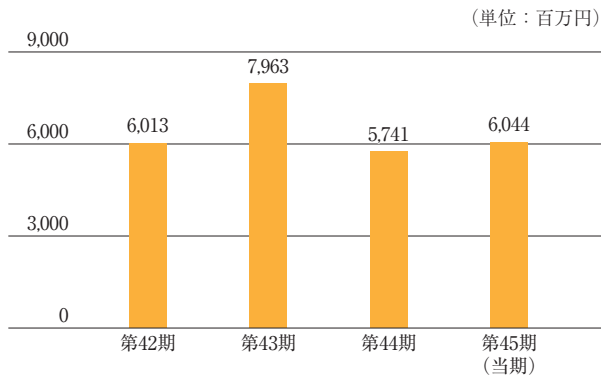
●売上高



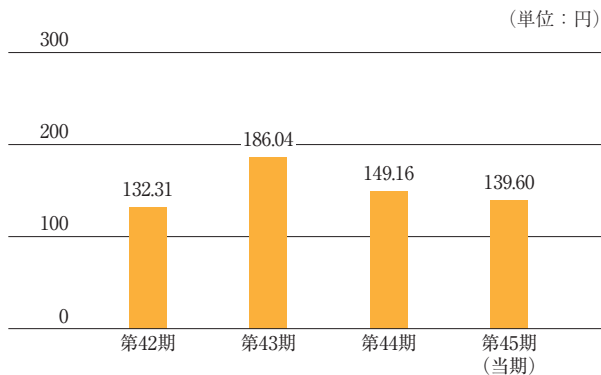
●親会社株主に帰属する当期純利益



●経常利益



●1株当たり当期純利益



(6) 対処すべき課題

平成28年度におけるわが国の経済環境は、政府の景気対策等により、緩やかながら長期に渡って回復をみせておりますが、個人消費につきましては、引き続き厳しい状況が続いております。

アパレル小売業界におきましては、低価格商品への訴求が一層強まり、ファッショントレンドもベーシックな定番商品へ一極集中する傾向が深まっております。また、従来のように店舗で購入するのではなく、スマホなどからのECでの購入へと、販路が大きく変化を見せた1年でもありました。

このような状況のもと、当社グループでは、『価格戦略商品の投入』と『生産プラットフォーム共有化の推進による質の向上と、コストメリットの確保』を達成することで対応してまいりました。また、EC売上につきましても、自前のオペレーション、在庫の効率化等の強化を図り、大きく伸ばすことが出来ました。これらの施策により、前期の後半からは、売上高、利益ともに大きく回復することが出来ましたが、厳しい環境はまだまだ続くものと考えられますので、いずれの施策も原点に戻って引き続き推進することを、最重要課題と考えています。

昨年9月より持株会社体制に移行致しましたが、その目的であるスピード感のある経営がまさに求められる環境の中、積極的にグループ運営を展開し、一層の効率性の向上に向けた対応を実施していくことで、今後も安定的な成長を目指していく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(7) 重要な子会社の状況（平成29年2月28日現在）

会 社 名	資本金	出資比率（％）	主要な事業内容
(株)バル	100,000,000円	100.0	衣料品・雑貨の企画、小売
(株)ナイスクラブ	100,000,000円	100.0	衣料品等の企画、小売
英・インターナショナル(株)	30,000,000円	100.0	婦人服の企画、小売
(株)バレリー	50,000,000円	100.0	衣料品等の企画、小売
(株)マグスタイル	50,000,000円	60.0 (40.0)	生活雑貨等の企画、小売
ジェネラル(株)	50,000,000円	60.0 [30.0]	衣料品・雑貨の企画、小売
(株)倉敷スタイル	9,000,000円	80.0	衣料品の製造・販売・輸出入
(株)P.M.フロンティア	20,000,000円	100.0	店舗開発情報収集、不動産管理
(株)クレセントスタッフ	96,000,000円	100.0	労働者派遣業、職業紹介
(株)インヴォークモード	30,000,000円	100.0	(休眠中)
PAL HOLDINGS (SINGAPORE) PTE.LTD.	1,260,000S\$	100.0	海外投資
帕璐（上海）商貿有限公司	5,180,000元	— (100.0)	雑貨の小売、貿易仲介業務
(株)フリーゲート白浜	80,000,000円	(100.0)	ホテル経営

- (注) 1. 資本金の単位で、S\$はシンガポールドルを表し、また元は人民元を表します。
2. 出資比率の（ ）内の数字は、間接保有割合で外数であります。
3. 出資比率の[]内の数字は、当社の緊密な者の所有割合で外数であります。
4. (株)インヴォークモードは、平成23年1月より、営業を休止しております。
5. 当社は、平成28年9月1日より持株会社に移行し、商号を「株式会社バルグループホールディングス」に変更しております。また、当社を分割会社とする吸収分割により、衣料、雑貨事業を新しく設立した株式会社バル（平成28年9月1日付けで株式会社バル分割準備会社から商号変更）に承継いたしましたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
6. 当社は、PAL HOLDINGS (SINGAPORE) PTE.LTD.に対し、平成28年7月29日付けにて、750,000S\$の増資を行いました。
7. PAL HOLDINGS (SINGAPORE) PTE.LTD.は、帕璐（上海）商貿有限公司に対し、平成28年10月21日付けにて、3,380,000人民元の増資を行いました。
8. (株)フリーゲート白浜は、持分法を適用しない非連結子会社ですが、障害者の雇用の促進等に関する法律に定める特例子会社であります。

(8) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

当企業集団は、若年層の女性を対象とした衣料品の製造・販売（SPA形態）を主たる事業とし、この他に雑貨の販売事業及びその他の事業を展開しております。保有するブランドは以下に記載のとおりであり、都心の商業集積地や郊外の大規模ショッピングセンター内のテナントとして出店しております。また、近時は、都心の繁華街において大規模の独立店舗を開設し、ブランド力の強化・向上に努めております。

部 門	主なブランド又は業務内容（注）	会 社 名
衣料事業	ガリヤルダガランテ	(株)バルグループホールディングス
	ディスコート、ディスコートパリスアン、ディスコートプティ、カプリシューレマージュ	(株)バル
	チャオパニック、フーズフォーギャラリー、シー・ピー・シー・エム	
	チャオパニックティピー、ドウドウ、パビヨネ、イアパビヨネ	
	バルグループアウトレット、プロズヴェール、パルコレクション	
	ラシット、デイリーラシット、ルイス、パリンカ、ブルームアンドブランチ	
	ガリヤルダガランテ、ピアズリー、ラウンジドレス、コラージュガリヤルダガランテ、ドローイングナンパズ、リヴェタート	英・インターナショナル(株)
	ミスティック、カスタネ、フーズフォーチコ、オメカシ、ウィムガゼット、シェトワ、シータ、シーナリー	
	バラク、ダチュラ、デイルイルノール、ラスボア	
	ワンアフターアナザーナイスクラブ、ナチュラルクチュール	
	ビュアルセシン、ウヴラージュクラス	(株)ナイスクラブ
	リヴィイット	(株)バレリー
	アンディコール、リヴドロワ	
	コロニー2139	
	(衣料品の製造、販売、輸出入)	(株)倉敷スタイル
雑貨事業	3 コインズ、コル、サリュ、ラティス、レシーニュ	(株)バル
	エヴリイベリーナイスクラブ	(株)ナイスクラブ
	クイジース・ハビッツ、パースデイ・バー	(株)マグスタイル
その他事業	(労働者派遣業、職業紹介)	(株)クレセントスタッフ
	(店舗開発情報収集、不動産管理)	(株)P.M.フロンティア
	(ホテル経営)	(株)フリーゲート白浜

(注) () 内の記載は、業務内容であります。

(9) 主要な事業所（平成29年2月28日現在）

①本社及び事業所の状況

(株)バルグループホールディングス

大阪本社 大阪市中央区北浜三丁目5番29号 日本生命淀屋橋ビル4階

東京本社 東京都渋谷区神宮前六丁目12番22号 秋田ビル4階

直営店舗	衣料部門	669店舗
(連結)	雑貨部門	254店舗
	合計	923店舗

②子会社

(株)バル	(本社所在地 大阪市中央区)	(株)P.M.フロンティア	(本社所在地 大阪市中央区)
(株)ナイスクラップ	(本社所在地 東京都渋谷区)	(株)クレセントスタッフ	(本社所在地 東京都港区)
英・インターナショナル(株)	(本社所在地 大阪市中央区)	(株)インヴォークモード	(本社所在地 大阪市中央区)
(株)バレリー	(本社所在地 大阪市中央区)	PAL HOLDINGS (SINGAPORE) PTE.LTD.	(本社所在地 シンガポール)
(株)マグスタイル	(本社所在地 東京都渋谷区)	帕璐（上海）商贸有限公司	(本社所在地 中国上海市)
ジェネラル(株)	(本社所在地 東京都渋谷区)	(株)フリーゲート白浜	(本社所在地 大阪市中央区)
(株)倉敷スタイル	(本社所在地 岡山県倉敷市)		

(注) 1. 当社は、平成28年9月1日より持株会社に移行し、商号を「株式会社バルグループホールディングス」に変更するとともに、当社を分割会社とする吸収分割により、衣料、雑貨事業を新しく設立した株式会社バル（平成28年9月1日付けで株式会社バル分割準備会社から商号変更）に承継いたしました。

2. (株)フリーゲート白浜は、持分法を適用しない非連結子会社ですが、障害者の雇用の促進等に関する法律に定める特例子会社であります。

③主要な関連会社

NICECLAUP H.K.LTD.	(本社所在地 中国 香港)	(株)クークロワッサン	(本社所在地 東京都中央区)
上海奈伊茜商贸有限公司	(本社所在地 中国 上海市)		

(注) NICECLAUP H.K.LTD.は、休眠中であります。

(10) 従業員の状況（平成29年2月28日現在）

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,134名	292名増

（注）上記の他パートタイマー（アルバイトを含む）は、2,609名（年間平均8時間換算）です。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
53名	2,169名減	40.2歳	6.8年

（注）1. 上記の他パートタイマー（アルバイトを含む）は、7名（年間平均8時間換算）です。

2. 従業員数が前事業年度と比べて、2,169名減少したのは、平成28年9月1日付けの持株会社体制への移行に伴い、当社を分割会社とする吸収分割により、衣料・雑貨事業を新しく設立した株式会社バル（平成28年9月1日付けで株式会社バル分割準備会社から商号変更）に承継し、これらの事業に従事する従業員との雇用契約についても株式会社バルに承継したためです。

(11) 主要な借入先の状況（平成29年2月28日現在）

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	7,167 百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	4,076
(株)みずほ銀行	1,640

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の株式に関する事項（平成29年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 86,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,136,000株（うち自己株式 1,136,865株）
- (3) 株主数 4,205名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
(株)スコッチ洋服店	7,479,460	34.00
井上隆太	1,924,668	8.75
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	1,240,900	5.64
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,143,700	5.20
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	675,500	3.07
(株)三井住友銀行	588,524	2.68
(株)三菱東京UFJ銀行	549,220	2.50
井上英隆	517,036	2.35
井上英代	398,992	1.81
公益財団法人パル井上財団	300,000	1.36

(注) 1. 当社は、自己株式（1,136,865株）を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式（1,136,865株）を控除して計算しております。

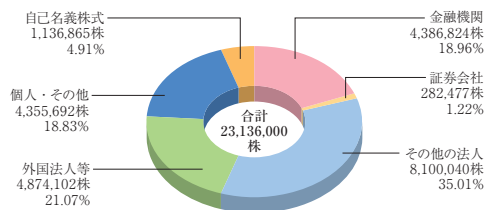
(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

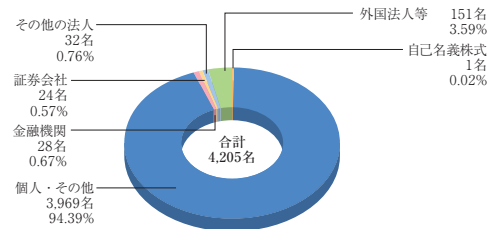
ご参考

株式分布状況

■所有数別



■所有者別



3. 株式会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年 2 月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	井 上 英 隆	(重要な兼職の状況) 株式会社バル代表取締役会長、株式会社スコッチ洋服店、英・インターナショナル株式会社の各代表取締役社長、株式会社ナイスクラブ取締役会長、株式会社バレリー、ジェネラル株式会社及び株式会社倉敷スタイルの各代表取締役会長、PAL HOLDINGS（SINGAPORE）PTELTD.取締役、帕璐（上海）商貿有限公司董事
代表取締役社長	井 上 隆 太	(重要な兼職の状況) 株式会社バル取締役、株式会社Rスコッチ代表取締役社長、株式会社ナイスクラブ取締役、PAL HOLDINGS（SINGAPORE）PTELTD.取締役、帕璐（上海）商貿有限公司董事
取 締 役	松 尾 勇	執行役員副社長、兼店舗開発部長 (重要な兼職の状況) 株式会社バル代表取締役社長、株式会社P.M.フロンティア代表取締役社長
取 締 役	有 光 靖 治	執行役員副社長、兼管理本部長、兼内部監査室長 (重要な兼職の状況) 株式会社バル取締役、兼執行役員副社長
取 締 役	小 路 順 一	専務執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社バル取締役、兼専務執行役員、兼営業本部長、兼第六事業部長、兼生産プラットフォーム室長、兼プロモーション推進部長、株式会社ナイスクラブ代表取締役社長、株式会社マグスタイル代表取締役会長
取 締 役	大 谷 和 正	専務執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社バル取締役、兼専務執行役員、兼GMD、兼開発事業部長
取 締 役	樋 口 久 幸	
取 締 役	児 島 宏 文	常務執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社バル取締役、兼常務執行役員、兼第一事業部長、兼第五事業部長、株式会社バレリー取締役、兼執行役員社長
常 勤 監 査 役	三 原 雅 博	(重要な兼職の状況) 株式会社バル監査役、株式会社ナイスクラブ監査役
監 査 役	若 杉 洋 一	(重要な兼職の状況) 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所 社員）
監 査 役	森 本 憲 昭	

- (注) 1. 当事業年度中の役員に関する異動
- i 井上英隆氏は、平成28年9月1日付けにて、(株)バルの代表取締役会長に就任しました。
 - ii 井上隆太氏は、平成28年9月1日付けにて、(株)バルの取締役に就任しました。
 - iii 松尾勇氏は、平成28年9月1日付けにて、(株)バルの代表取締役社長に就任しました。
 - iv 有光靖治氏は、平成28年9月1日付けにて、(株)バルの取締役兼執行役員副社長に就任しました。
 - v 小路順一氏は、平成28年9月1日付けにて、(株)バルの取締役兼専務執行役員に就任しました。
 - vi 大谷和正氏は、平成28年9月1日付けにて、(株)バルの取締役兼専務執行役員に就任しました。
 - vii 児島宏文氏は、平成28年5月30日付けにて、(株)バレリーの取締役社長に就任しました。平成28年9月1日付けにて、(株)バルの取締役兼常務執行役員に就任しました。
 - viii 三原雅博氏は、平成28年9月1日付けにて、(株)バルの監査役に就任しました。
2. 樋口久幸氏は社外取締役であります。
3. 若杉洋一氏及び森本憲昭氏は社外監査役であります。
4. i 常勤監査役三原雅博氏は、銀行業務に精通し、会社経営を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ii 監査役若杉洋一氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- iii 監査役森本憲昭氏は、長年に亘り、当社が属する業界において会社経営を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外取締役の樋口久幸氏及び社外監査役の森本憲昭氏は、金融商品取引所（株式会社東京証券取引所）の定めに基づき届け出た独立役員であります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

区 分	報酬等の額	支給員数
取 締 役	254百万円	8 人
監 査 役	15百万円	3 人

(注) 1. 役員報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）は、取締役分が年額10億円以内、監査役分が年額1億円以内であります。
2. 支給額には、次の金額を含めて記載しております。
当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額164百万円（取締役8名に対し、160百万円、監査役3名に対し、3百万円）

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等（平成29年2月28日現在）

i 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
監 査 役	若 杉 洋 一	弁護士法人 大江橋法律事務所	社員	当社は弁護士法人大江橋法律事務所から継続的に法的サービスを受けております。

ii 当社又は当社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

②各社外役員の当事業年度における主な活動状況

i 社外取締役の取締役会への出席の状況及び発言の状況

氏 名	出席の状況 (出席回数)	発言の状況
樋 口 久 幸	15回	左記のほか、グループ経営会議等重要会議に出席し、適宜、議案審議に必要な意見を述べております。

ii 社外監査役の取締役会及び監査役会への出席の状況及び発言の状況

氏 名	出席の状況 (出席回数)	発言の状況
若 杉 洋 一	取締役会 15回	左記のほか、グループ経営会議等重要会議に出席し、適宜、議案審議に必要な意見を述べております。
	監査役会 15回	
森 本 憲 昭	取締役会 15回	左記のほか、グループ経営会議等重要会議に出席し、適宜、議案審議に必要な意見を述べております。
	監査役会 15回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は15回、監査役会の開催回数は15回であります。

③社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④社外役員の報酬等の総額等

前記②の合計（支給額、員数）の内訳としての社外役員の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	支給員数	当社の子会社から受けた役員報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額等	21百万円	3人	該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 非監査業務の内容
当社子会社において、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である販売管理システム開発に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。

(3) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定にもとづき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 株式会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は以下のとおりであります。

①取締役及び執行役員の職務執行に関するコンプライアンスを確保するための体制の整備

i コーポレートガバナンス

- (a) 取締役会は、月1回の定時開催のほか、必要に応じて適宜臨時に開催され、適法・適正に経営に関する重要事項の決定及び取締役の職務執行を監督しております。また、当社グループ全体に関わる事業戦略や経営課題、財務状況などの重要事項や当社グループへの通達については、当社取締役及び当社グループの中核会社の社長をメンバーとするグループ経営会議を3か月に1回定期的に開催し、その審議を経て執行しております。
- (b) 当社は、取締役会の意思決定機能を強化するため、業務執行機能の一部を分離し、執行役員制度を導入しております。
- (c) 取締役会又は代表取締役は、内部牽制と効率性の観点から、業務分掌規程、職務権限規程の他、取締役及び執行役員の責任や執行に関する規程・仕組みを不断に点検し、必要に応じて適宜見直しております。
- (d) 当社は、株主その他のステークホルダーの権利や立場を阻害しないよう、業務の適正化に必要な知識と経験を有し、かつ会社及び取締役等から独立性を有する社外取締役を置き、今後も、社外取締役の複数任用や監査等委員会制度の導入その他当社における最適なコーポレートガバナンス体制構築のための検討を続けております。
- (e) 監査役は、取締役会、グループ経営会議、その他の重要会議への出席は保証されており、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人、内部監査室、コンプライアンス所管部などと連携して、監査役規程及び監査役監査基準に則り、取締役等の職務執行の監査を実施しております。また、当社の予兆管理の一助として、監査役が、グループ経営会議や取締役会において、コンプライアンスに関する他社事例等を報告して、啓発に努めております。

ii 代表取締役等は、経理規程や会計基準その他関連諸法令を遵守させ財務報告の適正性を確保するため、会議での指示、訓辞等常に必要な意識付けを行っております。また、各業務における取引の発生から、会計システムを通じて計算書類が作成されるプロセスの中で、一般的に虚偽記載や誤りが生じやすい要点をチェックして、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないような内部牽制システムその他のシステムの整備・維持に努めております。

iii 適時・適切な情報開示を果たすため、開示判断機関を含む開示手続を見直し・整備し、経営の透明性に努めております。

iv 株主との対話に資するため、招集通知の正確性及び早期発送の他、株主に対する情報の伝達その他適切な対応を図っております。

②従業員（当社の子会社等の役職員を含む。）の職務執行に関するコンプライアンスを確保するための体制の整備

i 当社は、当社グループ全体の企業行動憲章を策定し、倫理綱領である従業員行動規範とともに、子会社及び関連会社を含む役職員全員への浸透を図っております。

ii コンプライアンスマニュアルを制定した他、定期的に若しくは必要に応じて適宜に、コンプライアンス教育・啓発に努めるとともに、法令遵守上疑義ある行為又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときに、直接通報を行うことができるように、内部通報ホットライン制度（内部通報制度）のほか監査役への直接報告手段を確保し、匿名性等の条件整備に努め、その周知徹底を図っております。監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。

iii 業務執行部門から独立した社長直属の内部監査機関として、内部監査室を設置し、内部監査年次計画などに関しては、監査役とも連携体制の強化を図りつつ、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めております。

③適切なリスク管理のための体制の整備

- i 当社は、子会社等を含む業務執行に係る主なリスクとして、以下のリスクの存在を認識・共有化の上、代表取締役以下、当社グループ全体のリスク管理及び個別のリスク管理に努めております。
 - (ア) 市場リスク：他社他業態競合、在庫保有、商品企画開発・仕入等
 - (イ) 信用・投資リスク：店舗展開、商品品質、個人情報漏洩等
 - (ウ) 災害他リスク：ITシステム障害、地震等自然災害等
- ii 不測の事態・リスクが発生した場合、若しくは発生することが予見される場合には、リスクの内容及び程度等に応じて、社長又は担当取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織する等、迅速な対応を行い、損害の拡大防止・極小化のために最適な体制を整えます。
- iii 子会社等において不測の事態・リスクが発生した場合、若しくは発生することが予見される場合についても、直ちにリスク管理委員会を招集し、また子会社等自身において上記iiの体制に準じてリスク管理体制を整えるとともに、必要に応じて当社においても対策本部を組織して、子会社等と共同して迅速な対応を行い、損害の拡大防止・極小化に努めております。なお、当社グループ全体に重大な損害が予測される場合は、当社自らが対応し、損害の拡大防止・極小化に努めております。

④取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

- i 取締役会、代表取締役は、それぞれ文書管理規程に従い、株主総会議事録や取締役会議事録等の法定文書の他、稟議書等の取締役等の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）について、関連資料とともに、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で、その重要度に応じて最低10年以上、保存・管理することとしております。
- ii 取締役等、監査役は、いつでも、前項の文書を閲覧できることを保証しております。

⑤取締役等の職務の効率性を確保するための体制の整備

- i 当社は、代表取締役の指揮のもと、急激な環境変化に対応して迅速に会社業務の執行をするため、執行役員制度を導入しております。
- ii 取締役会は、年度計画や中期経営計画を策定し、当該計画に基づく各執行ラインの活動を、その進捗状況に関する実績報告を通して、定期的にチェックし、経営計画をマネジメントしております。
- iii 取締役等の責任や執行手続等に関して、合理的でかつ特定の者に権限が集中しないよう業務分掌規程、職務権限規程を定め、かつ不断に見直しをしております。

⑥当社企業集団における業務の適正及び効率性の遂行を確保するための体制の整備

- i 当社グループ内の取引は、妥当性・公正の確保に努めるとともに、子会社等の経営管理については、関連会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度により行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うこととしております。また、子会社の監査は、当社の内部監査室が行います。
- ii 子会社等の経営管理については、子会社等における自発的な経営を尊重する一方、「子会社等管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度によりモニタリングを行っております。また、子会社等の経営その他諸問題の迅速且つ適切な解決に資するため、「子会社等管理規程」に基づき、当社における各子会社等ないしその事業についての所管部門及び責任者を定めることにより、子会社等の取締役等の経営及び効率的な業務遂行を指導及び監督するとともに、子会社のコンプライアンス管理及びリスク管理を行っております。
- iii 一部の規模が大きい有力子会社については、当社監査役と当該子会社監査役との間で定例協議会を設置するなど、当社監査役及び内部監査室と子会社等における監査役及び内部監査部門との連携体制の強化に努めております。
- iv 各子会社等は、当社からの経営管理・指導内容、又は当社との間の取引・会計処理が、コンプライアンス上問題があると認めた場合や自社において、コンプライアンスやリスクに関する重要な事象が発生若しくは発生が予見される場合には、内容に応じて、速やかに、当社の内部監査室など関係各部室に直接報告するものとし、当該報告を受けた部室は、当社の場合に準じた対応をする一方で、監査役にも、遅滞無く報告を行うこととしております。

⑦監査役職務を補助すべき使用人に関する事項（使用人の取締役等からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項を含む）の整備

- i 監査役職務を補助するため、必要な場合には、監査役補助者を1名配置し、又は監査役は内部監査室の使用人に対し、監査業務に係る事項を命ずることができるものとしております。
- ii 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職の兼務は禁止し、取締役等の指示命令に服さないものとし、その人事考課については監査役が行い、これらの者の異動、懲戒、処遇については監査役の同意を得なければならないものとしております。また、監査業務事項を命ぜられた内部監査室の使用人については、監査役の命令に関しては、監査役補助者に準じた扱いをするものとしております。

⑧監査役への報告に関する体制の整備

- i 取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対して、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事象を発見したときは当該事象を速やかに報告しなければならないものとしております。
- ii また、監査役はいつでも、取締役等及び従業員に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができ、その場合には、取締役等及び従業員は速やかに報告を行わなければならないものとしております。
- iii 当社子会社の役職員についても、当社の監査役への報告伝達手段を確保するとともに、上記の義務を厳守させるものとしております。
- iv 内部監査室、コンプライアンス所管部等から監査役に対し、担当業務の状況及び内部通報ホットライン制度による通報の状況について、毎月報告しております。

⑨その他監査役の監査の実効性を確保するための体制の整備

- i 監査役が、会計監査人を監督し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けることを保証するとともに、取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役の事前承認を要することを保証しております。
- ii 監査役が弁護士などの外部専門家の助言を受ける機会などは保証されており、その費用は当社が負担しております。
- iii 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設定しております。
- iv 監査役による監査の実効性を確保するため、監査役の過半数は、業務の適正化に必要な知識と経験を有し、かつ会社及び取締役等から独立性を有する社外監査役としております。

上記の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）の運用状況は、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的にモニタリングを実施し、取締役会に報告しております。

また、コンプライアンスの徹底等の観点から、改訂した内部統制システムを取締役、監査役及び全従業員が共有するとともに、モニタリング等の結果判明した課題や問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社では、従来から、反社会的勢力とは一切の接触を持たず、反社会的勢力には毅然とした対応をすることを基本方針とし、総務部が、弁護士・警察等と緊密に連携を取りつつ対応する体制をとっております。

その方針及び取組姿勢は、企業行動憲章、パル従業員行動規範、マニュアル等に記載し、全役職員に対し、周知徹底を図っております。また、総務人事部を窓口として、警察、企業防衛対策協議会等と反社会的勢力に関する情報の交換を行い、必要な情報は、イントラネット掲載、朝礼その他の会議体での連絡等を通じて、全役職員に対し、周知徹底を図っております。

その他に、当社の所定契約書には全て暴排条項を明記するとともに、契約締結手続に関する社内のルールについても改定し、反社会的勢力の排除に向けた体制整備を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。買収防衛策についても、現時点では、特に導入しておりませんが、企業価値を損うような買収に対応するため、弁護士等専門家のアドバイスを受けつつ、社内で株式会社の支配に関する基本方針についての検討を重ねていく所存であります。

(4) 株式会社の剰余金の配当等の決定に関する方針

当社取締役会は、業績に対応した配当を行うことを基本とし、併せて安定的な配当の維持継続に留意するとともに、企業体質の一層の強化と今後の積極的な事業展開に備えて内部留保の充実も勘案して剰余金の配当を決定しております。この配当方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、普通株式1株当たり70円といたしました。

また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を実行するため、会社法第165条第2項の規定による当社定款の定めに基づき決定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成29年2月28日現在）

科 目	当 期	前期（ご参考）
資産の部	百万円	百万円
流動資産	51,288	50,675
現金及び預金	35,959	35,174
受取手形及び売掛金	5,178	5,138
商品及び製品	8,592	9,149
原材料及び貯蔵品	14	11
繰延税金資産	666	499
その他	880	704
貸倒引当金	△2	△1
固定資産	25,794	26,242
有形固定資産	9,903	10,493
建物及び構築物	7,496	8,064
機械装置及び運搬具	1	1
土地	779	779
リース資産	1,241	1,415
その他	383	231
無形固定資産	398	315
投資その他の資産	15,492	15,433
投資有価証券	718	773
差入保証金	13,414	13,388
繰延税金資産	837	716
その他	597	614
貸倒引当金	△74	△58
資産合計	77,083	76,918

科 目	当 期	前期（ご参考）
負債の部	百万円	百万円
流動負債	27,685	27,463
支払手形及び買掛金	12,610	15,188
短期借入金	3,287	2,518
1年内返済予定の長期借入金	2,917	2,270
未払費用	2,017	2,039
未払法人税等	1,543	660
賞与引当金	1,255	1,001
役員賞与引当金	164	68
返品調整引当金	0	0
その他	3,888	3,716
固定負債	11,807	13,401
長期借入金	6,786	7,432
退職給付に係る負債	756	736
役員退職慰労引当金	122	119
債務保証損失引当金	140	90
長期未払金	1,179	2,212
リース債務	1,052	1,104
資産除去債務	1,702	1,638
繰延税金負債	10	13
その他	56	54
負債合計	39,492	40,865
純資産の部	百万円	百万円
株主資本	37,491	35,960
資本金	3,181	3,181
資本剰余金	4,469	4,469
利益剰余金	31,927	30,396
自己株式	△2,087	△2,087
その他の包括利益累計額	99	92
その他有価証券評価差額金	142	138
為替換算調整勘定	△5	1
退職給付に係る調整累計額	△38	△47
純資産合計	37,590	36,053
負債・純資産合計	77,083	76,918

連結損益計算書（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）

科 目	当 期		前期（ご参考）	
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高		116,457		114,410
売上原価		51,154		51,558
売上総利益		65,303		62,852
販売費及び一般管理費		59,139		57,023
営業利益		6,164		5,828
営業外収益		100		107
受取利息	1		2	
受取賃貸料	8		6	
持分法による投資利益	10		16	
為替差益	—		5	
受取補償金	—		17	
その他	78		59	
営業外費用		219		195
支払利息	133		148	
投資事業組合運用損	—		2	
債務保証損失引当金繰入額	50		19	
その他	36		25	
経常利益		6,044		5,741
特別利益		—		552
負ののれん発生益	—		552	
特別損失		823		816
固定資産除却損	170		230	
リース解約損	4		17	
減損損失	649		560	
その他	—		6	
税金等調整前当期純利益		5,220		5,477
法人税、住民税及び事業税		2,462		2,192
法人税等調整額		△312		△7
当期純利益		3,071		3,292
非支配株主に帰属する当期純利益		—		3
親会社株主に帰属する当期純利益		3,071		3,288

連結株主資本等変動計算書（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	3,181	4,469	30,396	△2,087	35,960
当期変動額					
剰余金の配当			△1,539		△1,539
親会社株主に帰属する当期純利益			3,071		3,071
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,531	△0	1,530
当期末残高	3,181	4,469	31,927	△2,087	37,491

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	138	1	△47	92	36,053
当期変動額					
剰余金の配当					△1,539
親会社株主に帰属する当期純利益					3,071
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4	△6	9	6	6
当期変動額合計	4	△6	9	6	1,537
当期末残高	142	△5	△38	99	37,590

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

(株)バル (株)ナイスクラブ 英・インターナショナル(株) (株)バレリー
(株)マグスタイル ジェネラル(株) (株)倉敷スタイル (株)P.M.フロンティア
(株)クレセントスタッフ (株)インヴォークモード PAL HOLDINGS (SINGAPORE) PTE.LTD. 帕璐（上海）商貿有限公司
(注) 当社は、平成28年9月1日より持株会社に移行し、商号を「株式会社バルグループホールディングス」に変更しております。また、当社を分割会社とする吸収分割により、衣料、雑貨事業を新しく設立した株式会社バル（平成28年9月1日付けで株式会社バル分割準備会社から商号変更）に承継いたしましたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

(株)フリーゲート白浜
(注) (株)フリーゲート白浜は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 3社

持分法を適用した関連会社の名称

NICECLAUP H.K. LTD. (株)クークロワッサン 上海奈伊茜商貿有限公司

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

(株)フリーゲート白浜 (有)リミックス

(注) (株)フリーゲート白浜及び(有)リミックスは、共に当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社は決算日が相違しておりますが、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(株)クレセントスタッフ及び帕璐（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日、また、(株)マグスタイル及び(株)ナイスクラブの決算日は1月31日であり、連結決算日と一致していません。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

i 時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ii 時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④返品調整引当金

販売した製品の返品による損失に備えるため、法人税法の繰入限度額相当額を計上しております。

⑤債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑥役員退職慰労引当金

役員の退職に備え、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58—2項（4）、連結会計基準第44—5項（4）及び事業分離等会計基準第57—4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響はありません。

（減価償却方法の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響額は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額

7,597百万円
- (2) 担保に供している資産

建物及び構築物

49百万円

土地

608百万円

差入保証金

10,265百万円

上記に対応する債務

長期借入金

6,786百万円

1年内返済予定の長期借入金

2,917百万円

短期借入金

9百万円
- (3) 保証債務

関係会社の借入金に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(株)フリーゲート白浜

160百万円
- (4) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書に関する注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末日における発行済株式の数

普通株式

23,136,000株
- (2) 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月25日 定時株主総会	普通株式	1,539百万円	70円	平成28年2月29日	平成28年5月26日

②当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,539百万円	70円	平成29年2月28日	平成29年5月25日

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。
- (4) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、必要資金については概ね自己資金を充てておりますが、一部銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎に期日管理及び残高管理を行うとともに、必要に応じ取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券は、取引先企業及び関連企業の株式であり、それぞれ投資先の事業リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に財務状況の把握を行っております。

差入保証金は、主に店舗の出店による賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約締結に際し差入先の信用状況を把握するとともに、信用状態が危惧される状況になった際には、速やかに回収を図ることに努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日となっております。

借入金は、全て銀行よりの借入金であり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、市場金利の動向に注視し銀行との交渉にあたっております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金及び預金	35,959	35,959	—
②受取手形及び売掛金	5,178	5,178	—
③投資有価証券	705	705	—
④差入保証金	13,414	13,233	△180
資 産 計	55,257	55,076	△180
①支払手形及び買掛金	12,610	12,610	—
②短期借入金	3,287	3,287	—
③長期借入金	9,704	9,704	—
④長期未払金	2,172	2,117	△54
負 債 計	27,774	27,719	△54

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

i ①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ii ③投資有価証券

市場価格または取引先金融機関から提示された価格を時価としております。

iii ④差入保証金

差入保証金の時価については、信用リスクが僅少であるため回収予定価額を回収見積り期間に対応する安全債券の利率で割引いて算出する方法によっております。

負債

i ①支払手形及び買掛金、②短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ii ③長期借入金、④長期未払金

これらの時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入または割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	備 考
非上場株式	12	左記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、資産「③投資有価証券」には含めておりません。
役員退職慰労金	1	左記については、支給時期が特定されていないことから、負債「④長期未払金」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,708円72銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 139円60銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

当事業の会社分割

平成28年9月1日付で、当社を分割会社とする吸収分割により、当社の完全子会社である株式会社バルに対して当社の衣料事業・雑貨事業を移転し、持株会社に移行しました。当該会社分割は、「企業結合に関する会計基準」、「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等に関する会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

計算書類

貸借対照表（平成29年 2 月28日現在）

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

平成28年度クローズアップ

科 目	当 期	前期（ご参考）
資産の部	百万円	百万円
流動資産	29,147	41,890
現金及び預金	18,202	28,830
売掛金	330	3,992
商品	19	8,034
前渡金	0	118
前払費用	12	260
関係会社短期貸付金	10,070	—
繰延税金資産	52	439
その他	490	215
貸倒引当金	△28	—
固定資産	17,509	25,756
有形固定資産	1,183	9,522
建物	171	7,108
車両運搬具	1	1
工具、器具及び備品	2	59
土地	1,005	1,005
リース資産	2	1,347
無形固定資産	240	261
投資その他の資産	16,085	15,973
投資有価証券	705	704
関係会社株式	2,895	2,821
長期前払費用	4	310
差入保証金	11,289	11,322
繰延税金資産	1,086	705
その他	104	111
貸倒引当金	△2	△2
資産合計	46,657	67,647

科 目	当 期	前期（ご参考）
負債の部	百万円	百万円
流動負債	4,679	21,018
支払手形	—	2,924
買掛金	8	9,711
1年内返済予定の長期借入金	2,578	2,127
未払金	95	923
1年内支払予定の長期未払金	—	1,177
未払費用	19	1,790
リース債務	6	491
未払法人税等	451	592
未払消費税等	—	256
預り金	1,266	36
賞与引当金	87	886
役員賞与引当金	164	68
資産除去債務	—	15
その他	2	16
固定負債	6,567	11,983
長期借入金	6,368	6,904
退職給付引当金	14	448
役員退職慰労引当金	—	119
長期未払金	—	2,006
リース債務	0	1,044
債務保証損失引当金	140	90
資産除去債務	4	1,327
その他	39	41
負債合計	11,246	33,001
純資産の部	百万円	百万円
株主資本	35,271	34,511
資本金	3,181	3,181
資本剰余金	4,469	4,469
資本準備金	3,379	3,379
その他資本剰余金	1,090	1,090
利益剰余金	29,707	28,947
利益準備金	21	21
その他利益剰余金	29,686	28,925
別途積立金	12,600	12,600
繰越利益剰余金	17,086	16,325
自己株式	△2,087	△2,087
評価・換算差額等	139	135
その他有価証券評価差額金	139	135
純資産合計	35,410	34,646
負債・純資産合計	46,657	67,647

損益計算書（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）

科 目	当 期		前期（ご参考）	
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高		49,992		95,315
商品売上高	48,185		95,315	
関係会社受入手数料	1,806		—	
売上原価		20,956		42,230
売上総利益		29,035		53,084
販売費及び一般管理費		25,044		46,946
営業利益		3,991		6,137
営業外収益		126		91
受取利息	69		2	
受取配当金	5		29	
受取賃貸料	22		6	
受取補償金	—		17	
為替差益	6		5	
その他	22		30	
営業外費用		163		151
支払利息	80		120	
債務保証損失引当金繰入額	50		19	
貸倒引当金繰入額	28		—	
その他	4		12	
経常利益		3,954		6,077
特別利益		—		45
負ののれん発生益	—		45	
特別損失		320		652
固定資産除却損	83		170	
減損損失	230		482	
関係会社株式評価損	7		—	
税引前当期純利益		3,633		5,470
法人税、住民税及び事業税		1,325		2,087
法人税等調整額		8		41
当期純利益		2,300		3,342

株主資本等変動計算書（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

平成28年度クローズアップ

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	3,181	3,379	1,090	4,469	21	12,600	16,325	28,947
当期変動額								
剰余金の配当							△1,539	△1,539
当期純利益							2,300	2,300
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	760	760
当期末残高	3,181	3,379	1,090	4,469	21	12,600	17,086	29,707
	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計				
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円		
当期首残高	△2,087	34,511		135	135			34,646
当期変動額								
剰余金の配当			△1,539					△1,539
当期純利益			2,300					2,300
自己株式の取得	△0		△0					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			—		4		4	4
当期変動額合計	△0		760		4		4	764
当期末残高	△2,087		35,271		139		139	35,410

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ②其他有価証券
 - i 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ii 時価のないもの
移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (3) 固定資産の減価償却方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
従業員及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
 - ③役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
 - ④債務保証損失引当金
関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
 - ⑤退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ロ. 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均勤続期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (5) 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58—2項（4）及び事業分離等会計基準第57—4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

（減価償却方法の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| (1) 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 496百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,303百万円 |
| 長期金銭債務 | 17百万円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 169百万円 |
| (3) 担保に供している資産 | |
| 建物 | 49百万円 |
| 土地 | 608百万円 |
| 差入保証金 | 9,481百万円 |
| 上記に対応する債務 | |
| 長期借入金 | 6,368百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 2,578百万円 |
| (4) 保証債務 | |
| 関係会社の借入金及び仕入債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。 | |
| ジェネラル㈱ | 2,814百万円 |
| ㈱フリーゲート白浜 | 160百万円 |
| 帕璐（上海）商贸有限公司 | 27百万円 |
| (5) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。 | |

損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- | | |
|------------------|----------|
| 関係会社への売上高 | 1,806百万円 |
| 関係会社からの仕入高 | 116百万円 |
| 関係会社とのその他営業費用 | 188百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引高 | 85百万円 |
- (2) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 1,136,865株
- (2) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	9百万円
未払事業税	40百万円
法定福利費	2百万円
退職給付引当金	4百万円
投資有価証券評価損	41百万円
関係会社株式評価損	40百万円
減損損失	6百万円
貸倒引当金	8百万円
債務保証損失引当金	42百万円
みなし配当	90百万円
関係会社株式（会社分割に伴う承継会社株式）	886百万円
その他	28百万円
繰延税金資産合計	1,200百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	61百万円
繰延税金負債合計	61百万円
繰延税金資産純額	1,139百万円

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)パル	(所有) 直接100	業務委託・経営 指導契約締結 資金の貸借 役員の兼任	業務受託・経営 指導収入 (注) 1	1,614	売掛金	242
				資金の貸付 (注) 2,3	10,000	短期貸付金	10,000
				会社分割 分割資産合計 分割負債合計 (注) 4	22,736 21,838	—	—
				店舗売上金 の預り	—	預り金	1,261
子会社	ジェネラル(株)	(所有) 直接60	業務委託・経営 指導契約締結 債務保証 役員の兼任	債務保証 (注) 5	2,814	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ間の業務委託及び経営指導の条件等については、市場相場等を参考として決定しております。
2. グループ間の資金貸借については、市場金利を参考として利率を決定しております。
3. グループ間の資金貸借に係る取引金額については、当事業年度での純増減額を記載しております。
4. 当社を吸収分割会社、子会社を吸収分割承継会社とする吸収分割であり、グループ管理事業以外の全ての事業に係る資産、債務その他の権利義務を子会社に承継したものであります。
5. 金融機関からの借入金及び仕入債務に対して保証したものであります。なお、保証料の受取りは行っておりません。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,609円64銭
(2) 1株当たり当期純利益	104円57銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

その他の注記

当事業の会社分割

平成28年9月1日付けで、当社を分割会社とする吸収分割により、当社の完全子会社である株式会社パルに対して当社の衣料事業・雑貨事業を会社分割により移転し、持株会社に移行しました。当該会社分割は、「企業結合に関する会計基準」、「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等に関する会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年4月14日

株式会社バルグループホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 原田 大輔 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 余野 憲司 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バルグループホールディングス（旧社名 株式会社バル）の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルグループホールディングス（旧社名 株式会社バル）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年4月14日

株式会社パルグループホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原田 大輔 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 余野 憲司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パルグループホールディングス（旧社名 株式会社パル）の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が監査役を兼務する子会社においては取締役会その他重要な会議に出席するほか、その他の子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月18日

株式会社 パルグループホールディングス 監査役会
常勤監査役 三原 雅博 ㊟
監査役（社外監査役） 若杉 洋一 ㊟
監査役（社外監査役） 森本 憲昭 ㊟

以 上

平成28年度クローズアップ
PAL GROUP
パルグループブランド



mystic LADIES'

ミスティック



Kastane LADIES'

カスタネ



Lattice GOODS

ラティス



Drawing Numbers LADIES' MEN'S

ドローイングナンバーズ



COLLAGE LADIES'
GALLARDAGALANTE

コラージュ ガリヤルダガランテ



Leungdress LADIES'

ラウンジドレス



3COINS GOODS

スリーコインズ

PAL GROUP

パルグループブランド

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

平成28年度クローズアップ

GOODS アソコ

ASOKO

LADIES' バラク

BARAK

LADIES' ビアズリー

BEARDSLEY

LADIES' シェトワ

Chez toi

LADIES' MEN'S チャオパニック

Ciaopanic®

LADIES' MEN'S KIDS' チャオパニックティビー

CIAOPANIC TYPY™

GOODS デイリーラシット

Daily russet
® russet

LADIES' ダチュラ

DaTuRa

LADIES' デイライル ノアール

Delyle
1918

LADIES' ドウドゥ

DoU:DoU

LADIES' イアパビヨネ

ear
PAPILLONNER

LADIES' ガリャルダガランテ


GALLARDAGALANTE

LADIES' KIDS' オメカシ

Omekashi

LADIES' ワンアフターアナザーナイスクラブ

**one after another
NICE CLAUP**

LADIES' パルコレクション

Pal collection

LADIES' プロズヴェール

**prose
verse**

LADIES' ピュアルセシン


PUAL CE CIN

LADIES' GOODS ルセット

recette

LADIES' シーナリー

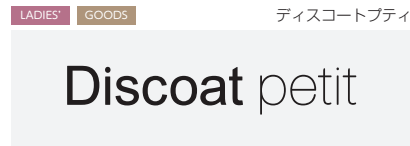
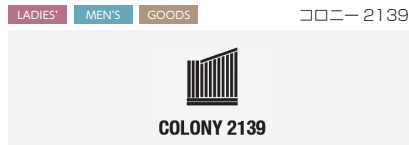
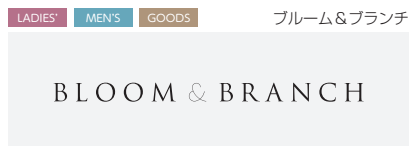
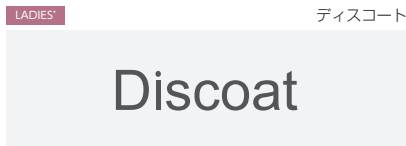
S H E N E R Y

LADIES' シータ

Sheta

LADIES' アンディコール

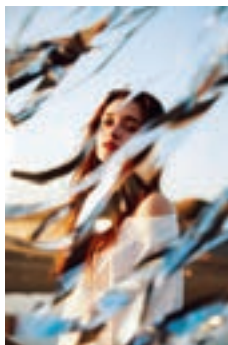
un dix cors



ルミネとの共同開発による新ブランド「SHENERY(シーナリー)」がデビュー

株式会社バルでは、駅ビル型ショッピングセンターを運営する株式会社ルミネとの共同開発による新ブランド「SHENERY(シーナリー)」がデビュー。2月下旬にルミネ新宿店と池袋店に出店いたしました。「Clean Casual」「Elegance」「Spice」の3要素を軸に、『相反するものの組合せ』をコンセプトに女性らしいカジュアルで新しいスタイルリングを提案いたします。

20代後半から30代前半の女性をメインターゲットとして、オリジナル商品の他、国内外からセレクトしたアイテムやリメイクアイテムも取り扱っております。



バッグブランド「russet(ラシット)」で、パリの展示会に出展

株式会社バルでは、バッグブランドの「russet(ラシット)」において、海外販路の開拓の足がかりとして、パリで開催されるファッション小物の展示会「PREMIERE CLASSE(プルミエールクラス)」に、今年の2月、出展いたしました。

キューブ型のモノグラム生地バッグシリーズ「キューブ」、ナイロン生地とボンディング加工で雲のようなふんわり感覚の軽量バッグ「ラシット ザ クラウド」、ラシットの機能的なコンセプトを生かし、履き心地にこだわったシューズといった3種類の商品を提案いたしました。



株主優待制度のお知らせ

当社では、株主様の日ごろのご支援、ご愛顧にお答えするため、株主優待を実施しています。ショッピングに、ご旅行に、ぜひご利用ください。

〔株主優待制度の内容〕

対象となる株主様

- ・毎年2月末日現在の当社株主名簿に記載または記録されている100株（1単元）以上を保有されている株主様

株主優待の内容

- ・以下の3つの割引優待より選択いただけます。
 - ① 全国の当社グループ店舗でのご購入代金の15%を割引
 - ② 当社ECサイト「PAL CLOSET ONLINE STORE」でのご購入代金の15%を割引
 - ③ 和歌山県西牟婁郡白浜町の宿泊施設「HOTEL フリーゲート白浜」及び「料理旅館 浜木綿くろしお山荘」の宿泊プラン料金の50%を割引
- ・株主優待券のご利用の方法につきましては、株主様あてに別途お送りいたします「株主優待券ご利用のご案内」及び「店舗のご案内」にてご確認ください。なお、株主優待券のご利用ができない場合もございますので、ご注意ください。

株主優待券の付与枚数

所有株式数	100株以上	200株以上	500株以上	1,000株以上
付与枚数	2枚	4枚	6枚	10枚

利用期間

- ・毎年6月1日から翌年5月31日まで

贈呈時期

- ・毎年5月の下旬に開催する当社定時株主総会終了後に、決議通知とともに発送いたします。



[illegible]

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

<http://www.palgroup.holdings/>



IRサイト ▶ <http://www.palgroup.holdings/irinfo/>



株主メモ

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎年5月開催
基準日	定時株主総会 毎年2月末日 期末配当金 毎年2月末日 中間配当金 毎年8月31日
公告方法	そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日 当社のホームページに掲載いたします。 < http://www.palgroup.holdings/ > なお、不測の事態が生じた場合には日本経済新聞にて掲載いたします。
上場証券取引所 株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関 株主名簿管理人 事務取扱場所 (郵便物送付先)	東京証券取引所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎0120-782-031
(インターネット) ホームページURL	http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html

【株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について】

証券会社の口座をご利用の場合は、三井住友信託銀行ではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。
証券会社の口座のご利用がない株主様は、上記電話照会先までご連絡ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用していなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座(特別口座といいます。)を開設しております。特別口座についてのご照会および住所変更等のお届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。



SMILE IS POWER.

PAL GROUP